

香川県

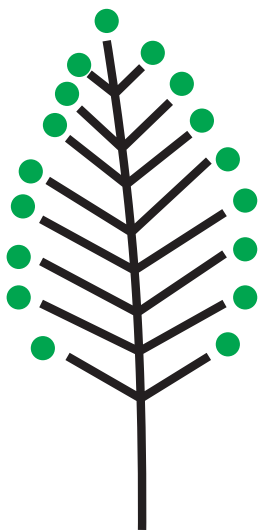
ふるさと**水**と**土** 保全対策事業

活動事例集

平成30年3月

かがやくけん、かがわけん。

香川県



はじめに

このパンフレットを ご覧になる皆様へ

農村地域の活性化を図るためには、まずは地域に住んでいる人たちが自分たちの地域の良さを再発見して、主体的に地域づくりを行おうという気持ちになることが大切です。

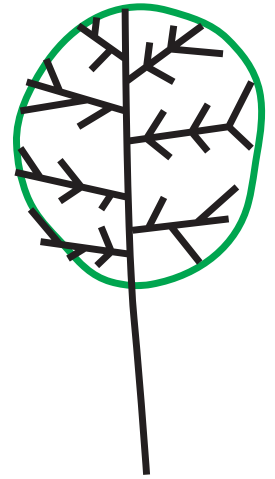
その上で、先進地を見に行ったり、講師を呼んでお話を聞いたり、試しにやってみるなど、前向きに取り組むことによって、皆のやる気が高まります。

実際にある地域では、過疎化の進む中、地域の未来を危惧する人たちがこの事業をきっかけに住民の会を立上げ、ひとむかし前まで農業集落ではいたるところで見られた水車を、「地域活性化のシンボルにしよう」と設計から木材の調達、建設まで住民だけで復活させ、手作り水車を拠点に里山の四季を活かしたイベントを行った結果、県外からも見学者が訪れ、活気を取り戻しています。

皆ができるところから、一歩を踏み出すことが活性化の芽を育むことになるのではないのでしょうか。

この事業は、このような地域づくりのための有効なツールとなります。

まずは地域の皆さんで、どう活用できるか話し合ってみてはいかがでしょうか。



目次

1	中山間地域の農村の現状	1
	集落の悩み	3
2	香川県ふるさと水と土保全対策事業 紹介	4
	STEP1 中山間地域資源保全対策事業	5
	STEP2 棚田地域等保全活動支援事業	6
	STEP3 ふるさと水と土指導員活動支援事業	9
3	活動事例集	
	五郷地区（観音寺市）	11
	積地区（三豊市）	13
4	その他関連事業	
	1 中山間地域総合整備事業	15
	2 中山間地域等直接支払制度	17
	3 多面的機能支払制度	19

1

中山間地域の農村の現状

中山間地域の現状

中山間地域とは、一般的に、傾斜地や森林が多く、まとまった平坦な農地が少ないなど、農業上の諸条件が平地に比べて不利な地域のことです。

本県の中山間地域は、県南部の讃岐山脈から讃岐平野の周辺部に広がる地域や瀬戸内海に点在する島しょ部などで、県土の約5割、耕地面積の約3割を占めており、それぞれの地域の特色を活かした多様な農林業などの産業が展開されています。

区 分	中山間地域 ①	県全体 ②	中山間地域の割合 ①/② (%)	資 料
総面積 (ha)	99,339	187,673	52.9	H27農林業センサス
耕地面積 (ha)	5,779	19,675	29.4	H27農林業センサス
林野面積 (ha)	62,065	87,118	71.2	H27農林業センサス
総世帯数 (世帯)	72,402	398,551	18.2	H27国勢調査
総人口 (人)	181,848	976,263	18.6	H27国勢調査
農家戸数 (戸)	10,232	35,053	29.2	H27農林業センサス
農家人口 (人)	19,950	70,957	28.1	H27農林業センサス



棚田地域の現状

棚田地域とは、山麓や丘陵、扇状地、山間部の河川や谷などの傾斜地において階段状に造成された水田です。その景観から「千枚田」と美称され、場所によっては「山田」、「谷田」、「谷津田」と呼ばれます。

棚田地域においては、生産基盤などの整備が遅れており営農に多大な労力が必要です。さらに、高齢化や過疎化が進み、担い手が減少していく中で耕作放棄地も増加しています。

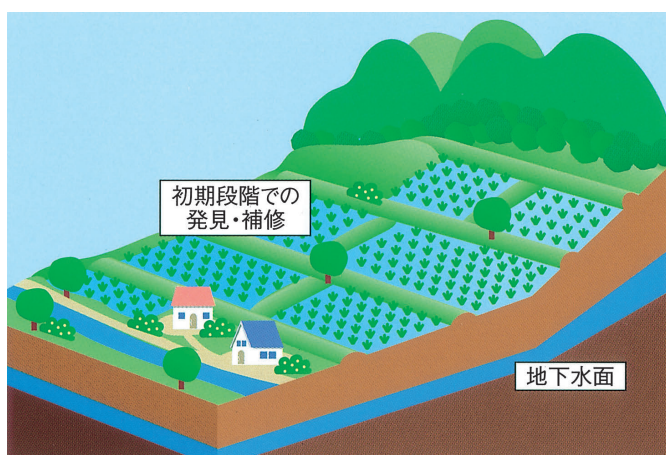
中山間地域・棚田地域の田畑のかくれた役割

田んぼや畑は、食料生産だけでなく、洪水防止、水源かん養、土砂崩壊の防止、文化資源の提供などの機能を持っています。

多面的機能のイメージ

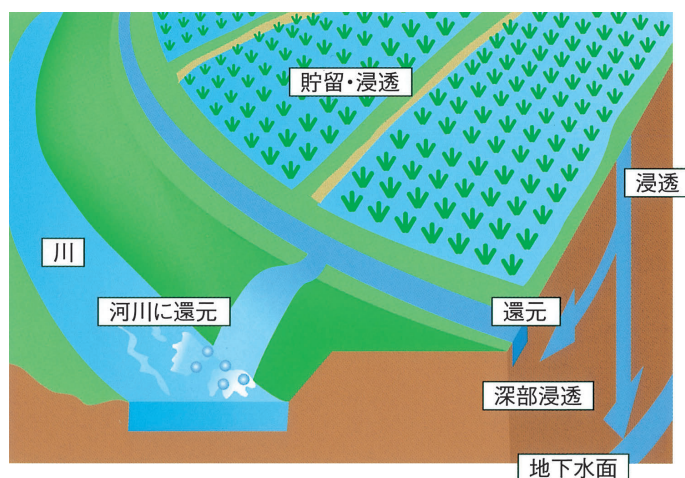
1 土砂災害防止機能

田畑の営農を続けるために行う農地保全活動によって、土砂崩壊などの災害が防止されます。農地（斜面）の変化を初期段階で発見し、補修することで土砂災害防止機能を果たしています。



2 水源（地下水）かん養機能

水田で利用される灌漑用水や雨水は地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されます。これによって河川の流量が安定し、都市用水や工業用水に再利用されます。また、より深く浸透した水は、流域を潤しています。



耕作放棄地が招く国土・環境への悪影響

耕作放棄地が増加すると、田畑の持っている多面的機能が失われます。例えば国土や環境を保全する機能が失われると、洪水や土砂災害が生じやすくなり、周辺や下流域に悪影響を及ぼします。



農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の活力が低下しつつあります。集落の悩みもいっぱい!!

活性化のため
何から手をつければ
いいのかなあ？

皆でアイデアを
出し合う機会も
ないし…

自分たちの活動を
知ってもらうにはどう
すればいいのかなあ？

地元には
特徴的な地域資源が
ないし…

活性化のため
どのような活動を
すればいいのかなあ？

住民の
活動意欲が高まるには
どうすればいいの？

耕作放棄地を
解消したいなあ～

地域資源を活用した
イベントを実施
したいなあ～

他の地域の
イベントに参加して
PR活動をしたいなあ～

食を通じた活性化に向け
郷土料理の開発・研究
がしたいなあ～

ふるさと水と土保全対策事業を活用しよう!!



2

香川県ふるさと水と土 保全対策事業

はじめに、大学と連携した地域の課題整理や活動を実施し、徐々にリーダーを中心とした住民主体の活動へステップアップできるよう、自立に向けた支援を行います。

元気いっぱい 集落へ！



STEP 3

ふるさと水と土 指導員活動支援事業

地域リーダーを中心とした 活動の継続

- ・活性化維持
- 農地や水路の保全や活性化に向けた活動を推進・指導する地域のリーダーに対して支援します。

STEP 2

棚田地域等保全活動支援事業

活動を支援

- ・住民主体の活動支援
 - ・地域リーダーの育成
- 住民組織が行う農地や水路の保全活動や活性化に向けた活動を支援します。



STEP 1

中山間地域資源保全対策事業

大学と連携

- ・住民意識の改善
- ・集落自立支援
- ・地域リーダーの発掘

大学と連携して、地域の現状調査や地域活性化方策を検討し、活性化を推進します。



STEP 0

元気がない 集落

(中山間・棚田地域)



STEP 1



大学と連携して、 集落の自立を支援!!

中山間地域資源保全対策事業のご紹介

農山村地域には自然環境・文化資源等の様々な地域資源が存在していますが、地域の活性化にどう結び付けるかが重要な課題です。

この事業では、農村地域における現状調査や地域資源の保全・活用を通じた地域活性化策の検討を大学と一緒にいき、活性化につなげることを目的としています。

中山間地域資源保全対策

中山間地域の現状を調査し、地域資源を活かした活性化計画や活動計画を検討し、地域住民活動の活性化を推進

▶実施計画：3年程度



★中山間地域とは…「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」によって指定された地域（10ページ参照）

▶具体的な支援内容

①地域調査・住民意識調査

- ・地理的概要や地域を取り巻く現状と課題の調査
- ・アンケートやワークショップを通じた住民の意識調査



③地域活性化に向けた活動計画の策定

- ・意見交換会を通じ、具体的に取り組みが継続できる仕組みや展開方策を取りまとめた、活動計画を策定



②地域活性化計画の策定

- ・地域資源（文化・景観等）の現状を把握し、それを活かす地域活性化計画の策定
- 例) 史跡マップの作製
登山道の整備



④事後調査

- ・地域住民の意識調査による本事業が地区へ与えた効果の検証

県が、上記の調査・研究・検討を大学等に委託

STEP 2

住民主体の活動を支援!!

棚田地域等保全活動支援事業のご紹介

香川県内の棚田地域では、過疎化や高齢化により、耕作放棄地が増えたり、農地や水路の良好な維持管理が困難となっています。そこで、地域住民だけでなく地域外の人々も交えた継続的な保全活動を推進し、中山間・棚田地域の課題を解決することを目的にしています。

棚田地域等保全活動支援

住民組織が行う棚田地域等の保全活動や地域住民活動の活性化に要する経費を支援

▶助成対象

市町が“棚田等の保全・利活用促進のための方策”を策定している地域であり、集落協定が市町の定めた方針等に沿った内容である組織

▶助成額：1地区につき1年当たり50万円程度

▶実施期間：3年程度



★棚田地域とは…農地面積の50%以上が主傾斜1/20以上の傾斜地に分布する地域

▶具体的な支援内容

①地域の活性化のための活動

- ・文化発信拠点等の保全・創設
- ・地域資源を活用した、イベントの実施
- ・それに必要な会議 等



②棚田の保全を持続的に行うための活動

- ・畦畔の保全管理や復旧
- ・地域外住民を交えて行う、農道・水路など土地改良施設の補修 等



③耕作放棄地の課題を解消するための活動

- ・地域外住民を交えて行う耕作放棄された農地の復元
- ・景観作物の植栽
- ・市民農園的利用 等



④生態系保全のための活動

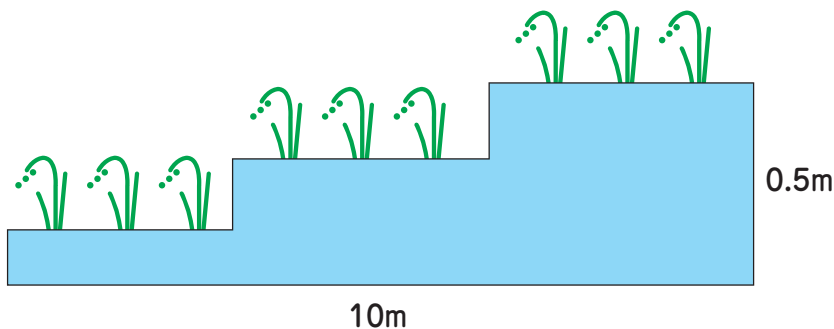
- ・地域外住民を交えて行う、周辺農地を含めた水路やため池などの生態系保全に必要な活動例) 螢の里づくり 等



上記活動に係る資材代、会場費、器材借上料又は講師謝礼、通信費、PR等資料作成費、傷害保険料等を活動組織へ支援

棚田地域等保全活動支援事業の実施可能地域

農地 傾斜 1/20



▶事業対象地域

農地面積の50%以上が主傾斜1/20以上の傾斜地に分布する地域



事業対象地域のイメージ

▶活動の手順

1 組織の立ち上げ

(補助金の対象となる活動組織を決めます)



☞ 地域活性化の取組をしたいという仲間を集めましょう！
※分からないことがあればご相談ください。

2 市町へ申請書を提出



☞ 活動を行う年度の前年度の3月末日までに、組織から市町へ申請を行います。

3 事業の対象地区としての登録



☞ 活動年度の4月末日までに市町が県に申請を行い、地区の登録後、
市町から補助金を交付できます。

4 活動の実施、補助金による支援



☞ 計画に定めた事項に沿って、活動します。

5 活動の記録・報告

☞ 活動の内容や金銭の収支等を記録し、年度末に報告書として市町に提出します。

事業活用事例

五郷里づくりの会／観音寺市有木落合地区

地域の活性化及び保全を図るため、耕作放棄地の解消に向けた景観作物の植栽活動や地域資源（水車）の創設活動をH25年度から実施。



水車建設に係る資材代、イベントの準備に係る諸経費、会議に係る会場代、ソバ栽培に係る資材代等の支援を実施

ふる里中山開発組合／小豆島町中山地区

ホタルが生息する農業用排水路等の管理や周辺環境整備を行うとともに、小学生等を対象として環境学習を実施。



環境学習に係る講師料・教材費、地区PR資料に係る印刷費、周辺環境整備に係る機材借り上げ代等の支援を実施

五名里山を守る会／東かがわ市五名影木屋地区

中山間地域の耕作放棄農地を地域外の人々と合同で復田し、ブルーベリー等の苗木植栽を行うなど、農地保全と交流活動を実施。



苗木植栽に係る資材代、農地での作業に係る機材代・燃料費等の支援を実施

STEP 3

地域リーダーによる 活動の継続を支援!!

ふるさと水と土指導員活動支援業のご紹介

高齢化・過疎化が進む中山間地域では、草刈りや水路清掃、祭り等の「集落での共同活動」が行われなくなっており、地域の活力が低下してきています。そこで、集落での共同活動を推進し、地域の活性化を目指すリーダーを育成することで、共同活動の継続と地域の活性化を図ることを目的としています。

ふるさと水と土指導員活動支援

中山間地域において、農地や土地改良施設の保全を目的とした、地域住民活動を推進・指導する地域のリーダーを育成し、その活動経費を支援



▶助成対象

集落共同活動の活性化に関し知識・経験の有る者、地域において農村環境保全活動を実践する者等の内、地域住民に指導的立場に関わることができる者

▶助成額：1名につき1年当たり30万円を上限

★中山間地域とは…「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」によって指定された地域（10ページ参照）

▶実施期間：任期は3年（再任可能）

▶具体的な支援内容

①土地改良施設や農地に関する調査・診断

- ・農地・土地改良施設などの現状調査
- ・集落点検マップの作製
- ・地域資源調査 等



②耕作放棄地や農地を保全する活動の企画・指導

- ・景観作物植栽計画の企画
- ・子供体験学習
- ・農地のオーナー制的利用
- ・特産品開発研究 等



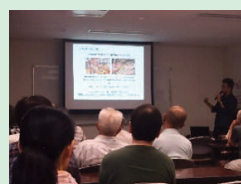
③都市との交流を含めたイベントの企画・指導

- ・地域資源を活用したイベント
- ・農村体験イベント
- ・郷土料理を通じた交流会 等



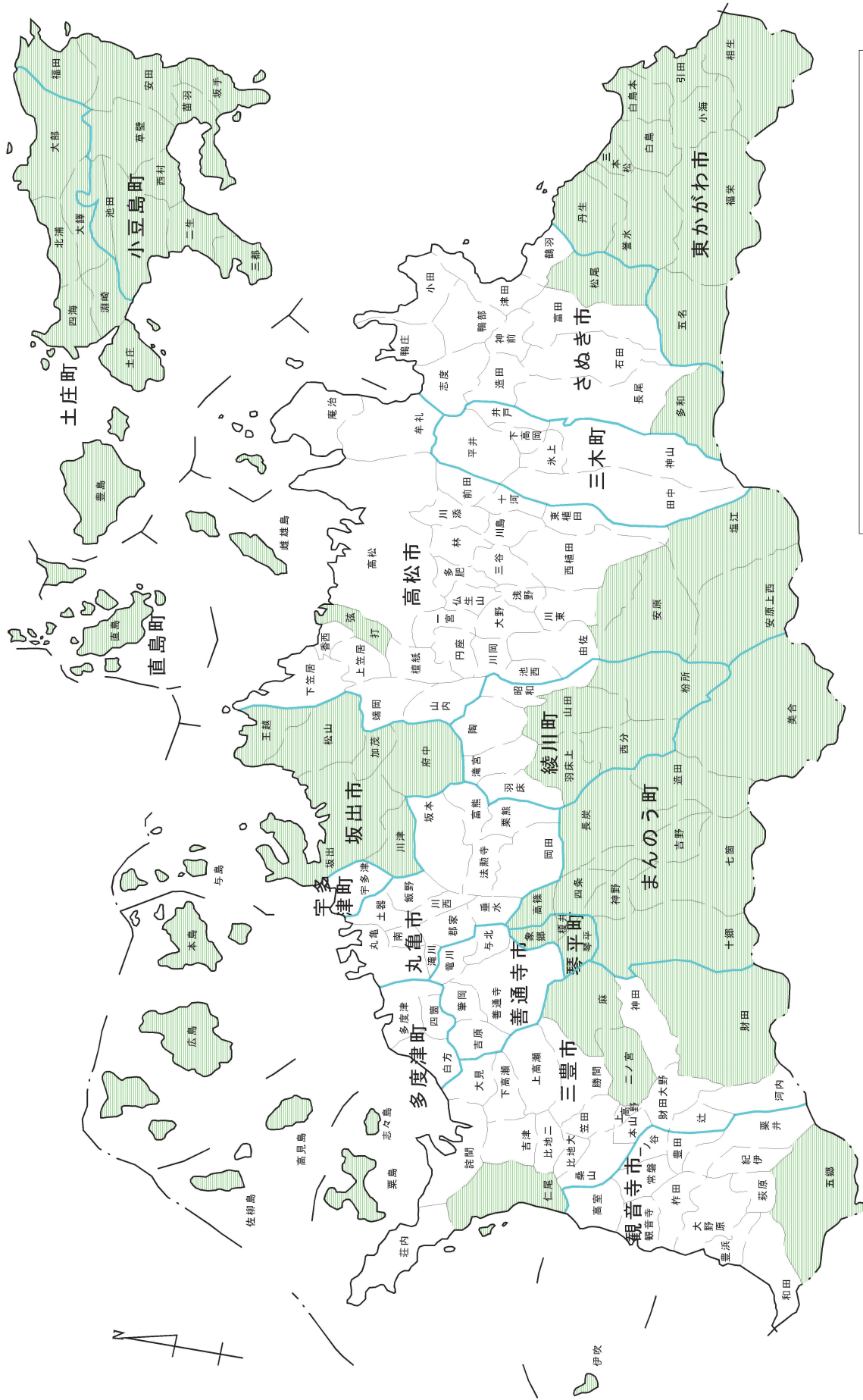
④指導員育成のための研修会等への参加

- ・全国研修会等への参加
- ・講師を招いた講習会の開催
- ・指導員意見交換会への参加
- ・保全会議・検討会開催 等



上記活動に係る資材代、会場費・器材借上料又は講師謝礼、通信費、PR等資料作成費、傷害保険料等を指導員へ支援等

中山間地域資源保全対策事業，ふるさと水と土指導員活動支援事業における実施可能地域



中山間地域資源保全対策事業
ふるさと水と土指導員活動支援事業
の実施可能地域

※実施可能地域とは…「特定農山村法」「山村振興法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」によって指定された地域

3

活動事例集

「GOGO五郷！」 ～文化は山から降りてくる～ (H22～)

ごとう
五郷地区

県西南端にある五郷は豊かな自然や歴史が香る山の辺に佇む5つの集落



STEP 1 大学と連携して、集落の自立を支援 中山間地域資源保全対策事業を活用!!



STEP 2

住民主体の活動を支援 棚田地域等保全活動支援事業を活用!!

伝統的食文化を用いた活性化に向けて



地域食材を用いた
郷土料理の
開発研究を実施!!



地区の歴史・地理等を説明しつつ
散策し、伝統的料理でもてなす
里山歩きツアーを実施

水車を地域活性化のシンボルに



昔は農業集落ではいたるところで見られた水車を復活!! 設計から木材の調達、建設までを住民たちの手で行いました。



耕作放棄地で栽培したそばを水車で粉に加工した後、そば打ちイベントを開催し、来客者に振る舞ってます。



子どもの体験学習の場としても利用され、地域の住民が後世へ引継ぎ、みんなで守っていくことを決めました。

STEP 3

地域リーダーによる活動の継続を支援 ふるさと水と土指導員活動支援事業を活用!!

地区を活性化させるため、年間100回以上、住民が顔を合わせ話し合いが進められている。主な活動として、水車づくり、里山歩きツアー、そば打ち体験等各種イベントを開催。



五郷地域は
元気に活動中!!

活動組織の声

活動して良かったこと

- 地域間の連携が密になり、徐々に活気が満ちてきた。
- 水車を復活させるという共通の目的で団結した結果、より強い仲間意識が住民間で生まれました。
- 会の発足後、年々広がっていく活動や取り組みにより、地域のつながりが改善されてきている。
- 里歩きをきっかけに歴史を学ぶ機会や関わりのなかった住民の方と会話することも増え、体力もついた。
- 地域を元気にしようとする「団結・まとまり」が一層強くなり、五郷の新たな「宝」が発見された。
- 五郷の情報をフェイスブックで発信することにより、五郷を離れ都会に住んでいる若者がイベント毎に帰省してくれたり、Uターンのきっかけを意識付けできるようになった。

今後について

- 水車を活動の中心として、みんなで知恵を出し合っていきたい。
- 定期的に催しているイベントでは、もっと集落外の人たちも招いて、魅力をアピールしたい。
- 将来を見据えて長続きさせていくことが課題。若者のニーズ等煮詰めていく必要がある。
- 「水車米」や「五郷みかん」などの地域農産物の販売や「そば打ち体験」など、地区内はもとより、地区外の都市住民にも足を運んでもらい、五郷を満喫してもらう計画を進めていきたい。

地域の資源を活かした ふるさとづくりに向けて (H25~H27)

つむ
積地区

「花と浦島伝説の里」として風光明媚な
荘内半島に位置し、地域内には「フラワー
パーク浦島」など多くの地域資源が存在します



STEP
3

STEP
2

STEP
1

STEP
0



STEP
1

大学と連携して、集落の自立を支援 中山間地域資源保全対策事業を活用!!

地域を取り巻く現状

- ・過疎化や高齢化が進み住民が交流する機会が減少
- ・農地の荒廃や空き家の増加
- ・フラワーパークの管理問題

事業で県から委託を受けた大学との連携
・協働活動スタート

ヒアリングやアンケート調査を実施

調査内容

- (地区住民全世帯を対象)
- 現状に対する問題は何か
- 地区の「味覚」や採れる食べ物
- フラワーパークをどうしていきたいか
- 今後宣伝したい地区の魅力

大学で調査結果を取りまとめ

アンケート結果報告・意見交換会
みんなでアイデアを出し合います



アンケート調査・意見交換会をもとに

住民・大学生によりフラワーパーク内で初のイベントを開催!! 住民が売り手として参加。モノやヒトで地区の魅力をだせました



積カフェ・マルシェ

大学からの企画提案

住民の会発足!!
(積楽しまん会)



地域のにぎわい創出を目指して大学も後押し

ワークショップを通じて

大学にて、「積しんぶん」という名称で新聞を作成!! 地区住民全世帯に配布



自分たちの活動を知ってもらいたい

住民により、「楽しまん会」フェイスブックページを作成。地区でのイベント告知に利用



効果的な活動を行いたい

今後どこから手をつけるか「理想地図づくり」を実施。作成後は、公民館に飾り、将来ビジョンを地域住民で共有



取り組みの実施例／地域の活性化とともに地域資源の保全を図る活動を実施!!



●登山道の整備

登山道の開通式に併せて散策ツアーを開催。四国新聞にも紹介された。



●積地区の看板作り

積地区に訪れる方々をあたかくお迎えするための看板を制作。デザイン(案)は住民の方から募集した。



●流星群鑑賞会

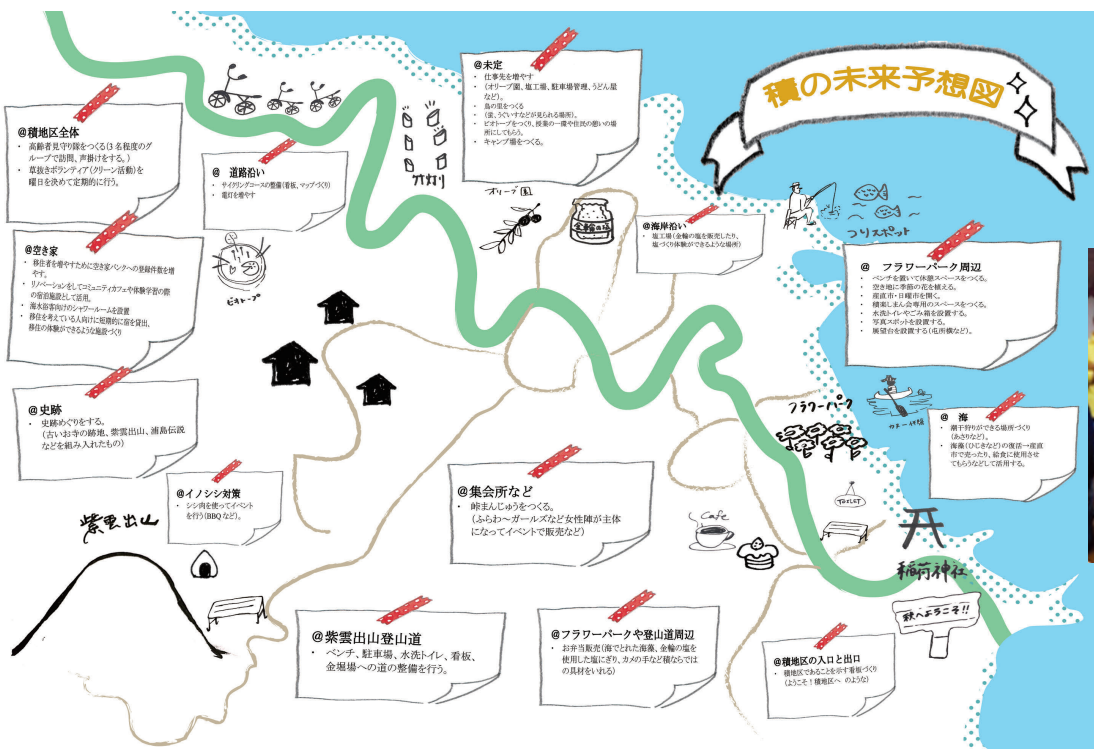
荘内半島オリーブ農園、みとよ100年観光会議のメンバーと共催で、ふたご流星群を鑑賞する大きなイベントを開催。新たな連携先を開拓した。



●積マルシェの実施

2回目となる積マルシェは楽しまん会主導で実施した。

未来予想図／住民みんなが想像した理想の地区に向けて、活動の輪を広げています!!



活動組織の声

活動して良かったこと

- 地域の住民同士のつながりが増えた。普段の会話が増えた。
- これまで地域のことに関わってこなかったが、活動をきっかけに機会が増えてうれしい。
- 今の段階で活性化されたかどうかはまだわからないが、会合が増えたことで顔見知りの人が増えた。
- 獅子舞や消防団等の役員に入っていない人にも地域に関わる機会が増えて良かった。
- 楽しまん会ができて、自治会以上の活気ができた。これまでは、役場で決めたことを遂行するだけだったけど、みんなが主体的に意見を言える環境ができた。
- いままでより、斬新なアイデアが出やすくなった。

今後について

- 観光地としてではなく移住者を増やすことで活性化したい。
- 移住者を増やすためには紹介できる空き家を増やす。
- どうやって空き家を譲ってもらえるかが課題。連絡が取れない人も多くいる。
- 移住を考えている人向けにゲストハウスのような宿泊施設をつくる。

4

その他関連事業

1 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、農業生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に即した農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化、地域における定住の促進、国土・環境の保全等を図ります。

事業の特徴

1. 市町村の自主的な構想に基づく活性化計画
2. 農業生産基盤と農村生活環境の整備をメニュー方式により総合的に実施
3. 高補助率〔国費55%（離島60%）〕により地元負担を極力軽減

広域連携型

- ▶趣旨 市町村全域又は数市町村にまたがる広域を対象とし、農業施策のみでは対応困難な都市との農村交流、定住条件整備、就業機会創設等に関わる施設の整備を、他事業と連携して行い、農業を核とした広域的な活性化を推進します。
- ▶内容
事業内容一覧に掲げる事業
農業生産基盤と農村生活環境等の一体的整備
- ▶事業主体 県（県営事業）
- ▶採択要件 農業生産基盤のうち2以上の事業を行うもので、その受益面積の合計が60ha以上。

一般型

- ▶趣旨 地域住民の参加と創意工夫を生かした構想に基づき、集落を単位とした農業生産条件の整備と快適な居住環境の創出を総合的に行います。
- ▶内容
事業内容一覧に掲げる事業
農業生産基盤と農村生活環境等の一体的整備
- ▶事業主体 県（県営事業）・市町村（団体営事業）
- ▶採択要件 農業生産基盤のうち2以上の事業を行うもので、その受益面積の合計が県営事業にあっては60ha以上、団体営事業にあっては20ha以上（山間地域で県営20ha団体営10haとなる緩和要件有）

生産基盤型

- ▶趣旨 中間地域の地形条件等に配慮した採択要件と補助率で農業生産基盤整備を行い、地域にマッチした高付加価値農業を展開し、国土・環境保全機能を維持増進させます。
- ▶内容 事業内容一覧のうち、1. 農業生産基盤整備に掲げる事業のみを実施。
- ▶事業主体 県（県営事業）・市町村（団体営事業）
- ▶採択要件 農業生産基盤のみの事業を行うもので、その受益面積の合計が県営事業にあっては20ha以上、団体営事業にあっては10ha以上。（ただし、ほ場整備事業に係る受益面積が10ha以上）

生活環境型

- ▶趣旨 生産基盤の整備が概ね了している地域において、生産基盤の整備に係る要件を課さずに生活環境整備を実施します。
- ▶内容 事業内容一覧のうち、農村生活環境整備事業及び特認事業
- ▶事業主体 県（県営事業）・市町村（団体営事業）
- ▶採択要件 農村生活環境整備を中心とした事業であること。面積要件無。

事業内容一覧

区分	事業種類
1. 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (5) 農地防災事業 (2) 農道整備事業 (6) 客土事業 (3) ほ場整備事業 (7) 暗渠排水事業 (4) 農地用開発事業 (8) 農地用の改良又は保全事業
2. 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (11) 市民農園等整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (12) 生態系保全施設等整備事業 (3) 農業集落排水施設整備事業 (13) 地域資源利活用施設整備事業 (4) 農業集落防災安全施設整備事業 (14) 施設補強整備事業 (5) 用地整備事業 (15) 施設環境整備事業 (6) 活性化施設整備事業 (16) 歴史的な土地改良施設保全整備事業 (7) 地域農業活動拠点施設整備事業 (17) 施設集約整備事業 (8) 集落環境管理施設整備事業 (18) 交換分合事業 (9) 交流施設基盤整備事業 (19) 集落土地基盤整備事業 (10) 情報基盤施設整備事業
3. 特認事業	特認事業

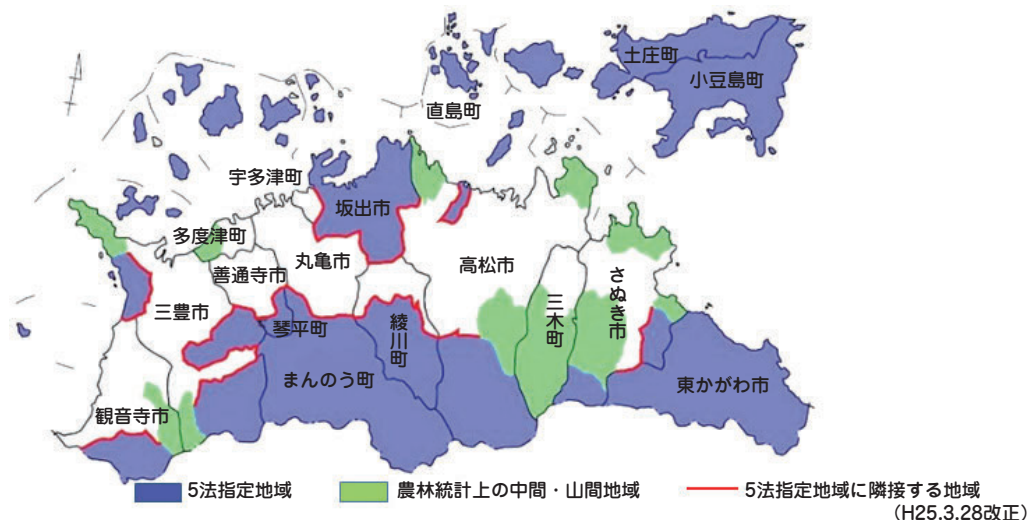
中山間地域における整備イメージ



2 中山間地域等直接支払制度

「中山間地域等直接支払制度」は、高齢化等により耕作放棄地の増加が懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正し、集落等が将来（5年間程度）に向けて農用地や農村を維持するための活動を支援し、集落営農の持続的発展と農村の持つ多面的機能の確保を図ることを目的としています。

対象地域



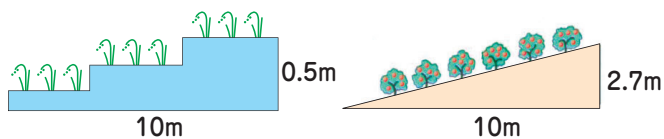
対象となる農用地

農振農用地区域内で、次の傾斜基準等を満たす1ヘクタール以上（※1）の農用地（畦畔を含める）

（※1）まとまりのある、または協定に基づく共同取組活動を実施する複数の団地の合計

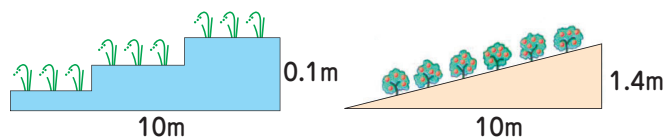
1) 急傾斜農用地

（田 1/20以上、畑、草地等 15度以上）



2) 緩傾斜農用地

（田 1/100以上、畑、草地等 8度以上）（※2）



（※2）市町、地域によっては、緩傾斜基準が設定されていない場合があります。

農業生産活動

1) 基礎単価の活動

- 集落マスタープランの作成
- 農業生産活動等
 - ・耕作放棄の発生防止活動
 - ・水路・農道等の管理活動
- 多面的機能を増進する活動（1つ以上）
 - ・周辺林地の下草刈り
 - ・景観作物の作付け など



2) 体制整備単価の活動 ～基礎単価活動に加え、次の活動を実施～

- 農用地等保全マップの作成及び実践
- 以下のA～C要件から1つ以上を選択
 - A要件（次のうち2つ以上（①、⑤の一部の取組は1つ以上）を選択）
 - ①機械、農作業の共同化、②高付加価値型農業の実践、
 - ③農業生産条件の強化、④担い手への農地集積、
 - ⑤担い手への農作業の委託
 - B要件（新規参入者（女性、若者、NPO法人等）を1名以上参加させ、次のうち1つ以上を選択）
 - ①新規就農者等の確保、②地場産農産物等の加工、③出資・消費の呼び込み
 - C要件
 - ①集団的かつ持続可能な体制整備（共同で支え合う農業生産活動の取り決め）



交付単価

地目	傾斜区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円	16,800円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円	6,400円
畑	急傾斜（15度以上）	11,500円	9,200円
	緩傾斜（8度以上）	3,500円	2,800円

10アール当たり

加算措置

1) 集落連携・機能維持加算

→ 集落協定の広域化支援

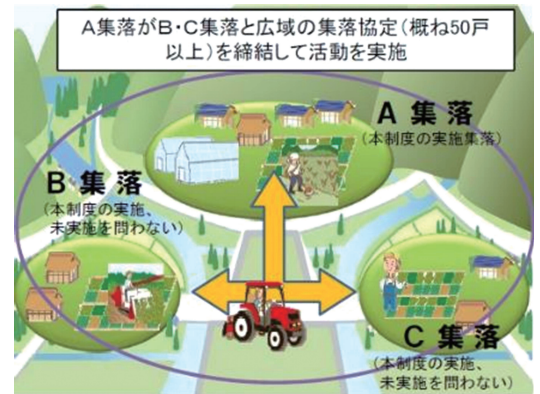
複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合に加算。

加算額 (10アール当たり)	3,000円 (地目にかかわらず)
-------------------	----------------------

→ 小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動等を行う場合、新規に取り組んだ農用地面積に加算。

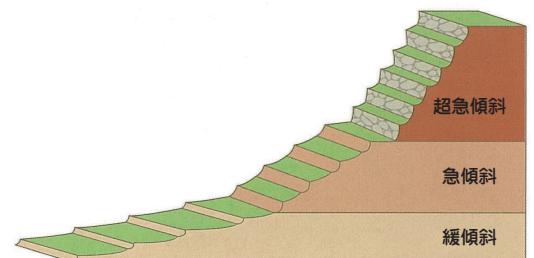
加算額 (10アール当たり)	田	畑
	4,500円	1,800円



2) 超急傾斜農地保管理加算

超急傾斜地（田は1/10以上、畑は20度以上の傾斜）の農用地の保全に加え、農産物の販売促進などに取り組む場合、該当農用地面積に加算。

加算金 (10アール当たり)	6,000円 (地目にかかわらず)
-------------------	----------------------



農地を保全する活動	農産物の販売を促進する活動
<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の補修 ・耕作道やほ場進入路等の安全対策の実施 ・土壌流出防止対策 等 (既存の取組も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化 ・農産物の戦略的销售 ・景観を活かした都市農村交流 ・棚田オーナー制度実施 等 (既存の取組も可)



それぞれ1つずつ実施すること。

3 多面的機能支払制度

多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

- 農業・農村には、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な働き（多面的機能）があります。
- 多面的機能が今後とも適切に発揮されるよう、交付金により地域の共同活動を支援しています。
- 交付金は、地域で話し合い、組織づくりや計画づくりを行い、それぞれの地域にあった取組に活用でき、活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます。

農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など基礎的な共同活動を支援します。

▶ 交付金の対象者

- ・ 農業者のみの活動団体
- ・ 農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織

草刈りするのも
だんだんきつくなって
きたしなあ。



これからは
安心して作業が
できるね。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

水路、農道等の施設の補修、植栽やピオトーブづくりなどの共同活動を支援します。

▶ 交付金の対象者

- ・ 農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織

水路や農道がだいぶ
傷んできたのお…。



工夫をすれば
いろんなことが
できそうだね。



農道の部分補修



植栽活動

基本交付単価（農林水産省が1/2、都道府県・市町村が1/2を負担）

（単位：円/10a）

都府県	①農地維持支払 ※7	②資源向上支払 （共同※1、2、3）	①と②に 取り組む場合	③資源向上支払 （長寿命化※4、5）	①、②及び③に 取り組む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 ※8	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

- ※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。
- ※2：②の資源向上支払（共同）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。
- ※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
- ※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。
- ※5：本単価は交付上限額になります。なお、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
- ※6：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、田では合計で9,200円/10aになります。
- ※7：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。
- ※8：畑には樹園地を含みます。

取組の手順

1 組織の立ち上げ（交付金の対象となる活動組織を決めます）

- 👉 地域の実情に応じて**まとまりやすい形**で立ち上げ
（集落、農業用水の水系、ほ場整備の実施区域など）
（活動組織の総会で合意を得ます）

組織は
活動しやすい
単位で！

2 計画づくり

- 👉 書類は「**ひな形**」を利用して、**簡単に作成**
①活動組織の規約
②事業計画書（活動の時期、対象とする農用地や施設、取組内容等）

書類作成は
簡単！

3 市町村による計画の認定（書類を市町村に提出します）

今すぐ相談
してみよう！

- 👉 書類を市町村に提出し、計画の認定後、**市町村から交付金を交付**

4 活動の実施、交付金による支援

- 👉 **計画に定めた事項に沿って、活動**

5 活動の記録・報告

- 👉 活動の内容や金銭の収支等を記録し、**年度末に報告書として市町村に提出**

お問い合わせ先

お住まいの各市町のふるさと水と土保全対策事業担当課
または下記までお問い合わせください。

- ・香川県 農政水産部 農村整備課 農村環境グループ ☎087-832-3449
- ・香川県 東讃土地改良事務所 指導課 ☎087-889-0194
- ・香川県 中讃土地改良事務所 指導課 ☎0877-62-8003
- ・香川県 西讃土地改良事務所 指導課 ☎0875-25-4195
- ・香川県 小豆総合事務所 土地改良課 ☎0879-62-1262

